

【議案第67号】

水道事業会計の水道事業収益を40万円減額し、8億4337万1千円とし、水道事業費用を5401万5千円増額し、7億4901万4千円とするもの。

また、水道事業会計の資本的支出を69万1千円増額し、3億4818万2千円とするもの。

陳情・意見案

陳情・意見案の件名は、5ページの「議案等に対する各議員の態度」の件名欄をご参照ください。

陳情

12月定例会に陳情8件が提出され、総務建設委員会、福祉文教委員会、それぞれの委員会に付託・審査され、本会議の場において採決されました。

(次項へつづく)

「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」 が制定されました。

平成26年12月定例会の議案第68号として、議員提出議案により上程をし、総務建設委員会で審査を行い、定例会最終日に全議員賛成のもと可決、制定されました。

条例の前文は、「三州瓦は、古くから日本の建築において主要な役割を果たし、高浜市における発展の礎となって地域経済の成長を支え、高浜市の伝統文化に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな市民生活の実現に重要な役割を担ってきました。私たちは、三州瓦が郷土の産業であることに誇りを持ち、三州瓦の積極的な利用に努めることにより、高浜市の窯業及び伝統文化に対する理解の増進並びに伝統技術の継承を図り、三州瓦の振興を通じた地域経済及び地域社会の活性化を推進するため、この条例を制定します。」として、古来より受け継がれる高浜市の伝統文化である窯業への理解を求めることで、地域経済の発展と地域社会の活性化に資するため、この条例を制定することを明記しています。

この条例は、三州瓦の普及の促進に努めることで、日本古来の伝統文化である窯業文化への理解を深めるとともに地場産業としての三州瓦の魅力を瓦の製造、販売、施工関係業者のほか、市、各関連団体、議員、市民が広く内外にアピール及び利用するために制定されました。また、屋根瓦や鬼瓦、干支瓦や家紋瓦等の製造技術の継承とともに、それらを活用した製品全般（例えば、三河高浜駅東西ロータリーの敷き瓦、高浜港駅前の巨大鬼瓦、園芸用品、器など）についても対象としています。

※条文及び条文の解説を高浜市役所公式ホームページ内の高浜市議会内「議会だより No78」内に掲示していますので、ご参照ください。